

特定健康診査等実施計画

(第2期)

セディナ健康保険組合

平成20年4月(制定)

平成25年4月(改定)

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

健康保険組合の現状

当健康保険組合は、昭和56年7月1日設立の単一健康保険組合である。

平成25年3月31日現在、被保険者数4,055人、被扶養者数3,598人、合計7,653人で7事業所を有し、平均年齢は41.82歳の組合である。

なお、平成21年4月1日に株式会社セントラルファイナンス（以下C社）・株式会社オーエムシーカード（以下O社）・株式会社クオーク（以下Q社）とが合併し株式会社セディナとなった。合併に伴い健康保険組合は、旧セントラルファイナンス健康保険組合にダイエー健康保険組合と三井住友健康保険組合の事業所であったO社とQ社を事業所として受け入れ今日に至る。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被扶養者（任意継続被保険者を含む）については、特定健康診査は、居住地の近くで利便良く受診できることを目的とした集合契約のスキーム利用をベースに、既存の人間ドックも併用して対応する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

特定健康診査については、労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果を事業者より受領することにより対応する。特定保健指導については、集団契約のスキームを利用し当健保組合が主体となって対応する。

4 特定保険指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保険指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健康結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌基準
被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
被扶養者	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	
被保険者 + 被扶養者	79.0	81.9	84.9	87.9	91.0	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を60.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者 + 被扶養者)

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌基準
40歳以上対象者(人)	3,204	3,093	3,010	2,937	2,878	
特定保健指導対象者数 (推計)	368	356	346	338	331	
実施率(%)	20.1	30.1	40.0	50.0	60.1	60.0%
実施者数	74	107	138	169	199	

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

特定健康診査

被保険者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	4,055	3,927	3,822	3,730	3,654
40歳以上対象者	2,241	2,160	2,102	2,051	2,010
目標実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
目標実施者数	2,241	2,160	2,102	2,051	2,010

被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	3,553	3,456	3,363	3,282	3,216
40歳以上対象者	963	933	908	886	868
目標実施率(%)	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0
目標実施者数	289	373	454	532	608

被保険者 + 被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	7,608	7,383	7,185	7,012	6,870
40歳以上対象者	3,204	3,093	3,010	2,937	2,878
目標実施率(%)	79.0	81.9	84.9	87.9	91.0
目標実施者数	2,530	2,533	2,556	2,583	2,618

特定保健指導の対象者数

被保険者 + 被扶養者 (人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	3,204	3,093	3,010	2,937	2,878
動機付け支援対象者	144	139	135	132	130
実施率(%)	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0
実施者数	29	42	54	66	78
積極的支援対象者	224	217	211	206	201
実施率(%)	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0
実施者数	45	65	84	103	121
保健指導対象者計	368	356	346	338	331
実施率(%)	20.1	30.1	40.0	50.0	60.1
実施者数	74	107	138	169	199

特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

ア 特定健診

被保険者については、労働安全衛生法に基づく定期健康診断をベースに、既存の人間ドックも併用して対応する。また、被扶養者（任意継続被保険者を含む）については、居住地の近くで利便よく受診できることを目的とした集合契約のスキームをベースに、既存の人間ドックも併用して対応する

イ 特定保健指導は、被保険者及び被扶養者（任意継続被保険者を含む）ともに、集合契約のスキームを利用し対応する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とするが変更となる場合がある。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被扶養者（任意継続被保険者を含む）については、代表医療保険者を通じて集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決裁を行い全国での受診が可能となるよう措置する。

イ 特定保健指導

被保険者及び被扶養者（任意継続被保険者を含む）については、代表医療保険者を通じて集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決裁を行い全国での利用が可能となるよう措置する。また、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングすることがある。

(5) 受診方法

原則、受診を希望する日時を登録したうえで、特定健診又は、特定保健指導を受ける。当健康保険組合が、被保険者・被扶養者のうち特定健診等対象者の分の受診券・利用券を対象者に送付する。

当該被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

被扶養者（任意継続被保険者を含む）の特定健診の自己負担額は、健診費用（基本項目）の30%とする（詳細項目は全額自己負担）。また、特定保健指導の自己負担は、当面無料とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合のホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、全ての該当者とする。

個人情報の保護

当健康保険組合は、個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、健保ホームページに掲載する。

特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年見直しを検討する。

また、平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

その他

当健康保険組合の職員は、特定健診・特定保健指導等の研修に随時参加させる。

以 上